

令和4年7月1日
大阪市地域公共交通会議事務局

北区・福島区における乗降場所の加除の取り扱いについて

北区・福島区におけるA I オンデマンド交通の社会実験にかかる乗降場所の加除については報告事項とし、次のとおり取り扱うこととする。

記

1	乗降場所の上限数の考え方	各運行エリアにつき、 1 km^2 あたり 40 か所を上限とすること
2	地域公共交通会議委員等への報告・説明等	加除前：交通管理者との協議を終え、各委員等に報告すること 加除後：直近の地域公共交通会議で報告・説明（又は会議が開かれない場合は4か月ごとをめどとする）すること 利用者への周知：遺漏のない周知方法により実施すること
3	加除理由の明示	加除理由を具体的に明記すること 例) 地域要望内容…複数の要望があり運行効率が向上等 道路交通状況…交通の流れ等が乗降場所に適さない等
4	加除のタイミング	加除実施の間隔は2週間以上とすること

※既存バス停を乗降場所とする場合は、道路交通法に基づく合意が別途必要となる。

(参考)

- 従前の乗降場所の加除に関する取り扱い
10 か所程度については、書面会議を可とする。

○乗降場所数の変化

Community Mobility : 現在 約 35 か所/ km^2 → 変更後 約 37 か所/ km^2
Osaka Metro Group : 現在 約 19 か所/ km^2 → 変更後 約 22 か所/ km^2

以上